



2020年3月19日

広報TEL. 072-772-0341

食品ロス削減への取組みに関するお知らせ

当社は、食品ロス削減を目的として、商品の納品期限緩和への取組みを開始いたします。

当社は、これまで賞味期間の3分の1以内で小売店舗に納品する慣例、いわゆる「3分の1ルール」で運用してまいりましたが、賞味期間が180日以上の下記の対象商品群について「2分の1ルール」へ見直しいたします。

1. 対象店舗 : 全店
2. 対象商品群 : 飲料、菓子、カップ麺
3. 開始日 : 2020年4月1日

賞味期間が180日の商品の場合、製造日から数えて60日までに当社に納品できなかった商品は、賞味期限まで多くの日数を残すにもかかわらず、行き場がなくなり廃棄される可能性があります。今回の取組みは、これを90日までに緩和する取組みであります。

当社は、食品ロス削減の取組みとして2010年から、店舗から排出される食品残さを原料に液体肥料を製造し、これを農産物に与えて栽培することにより、収穫された作物を当社で販売する「食品リサイクルループ」に取り組んでまいりました。また、2017年4月から開始しております「フードドライブ活動」への取組みでは、商品としては安全で美味しく問題ないにもかかわらず、販売できなくなった当社商品をフードバンクを通じて社会福祉法人やこども食堂等に寄贈しております。

当社は、今後も持続可能な社会の実現に向けて、食品ロス削減をはじめとする環境問題に取り組んでまいります。

以上